

関係各位

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充
(公印省略)

附属学校教員の公募について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび、本学では下記の要領で附属学校教員を公募いたします。

本学の附属学校は、公立の学校と同様な教育を行うほか、教員養成を目的とする大学の附属学校として、教育の理論と実践に関する研究・実証及び学生教育の実習の指導にあたる使命を持ち、取り組んでいます。この趣旨を十分ご理解の上、応募して下さるようお願い申し上げます。当該校の概要は、ホームページで紹介しておりますのでご覧ください。

なお、本学では附属学校間の人事異動・交流を推進しているとともに、東京都教育委員会、横浜市教育委員会、杉並区教育委員会、さいたま市教育委員会及び5国立大学法人（筑波大学、お茶の水女子大学、東京大学、東京藝術大学、広島大学）との間で、人事交流協定を締結しております。この点につきましても、ご承知おき願います。

敬具

記

1. 勤務校	(雇入れ直後) 東京学芸大学附属国際中等教育学校 (変更の範囲) 人事交流等により東京学芸大学が設置する各附属学校間で異動及び下記機関等へ出向する場合あり。 東京都教育委員会、横浜市教育委員会、杉並区教育委員会、さいたま市教育委員会及び5国立大学法人（筑波大学、お茶の水女子大学、東京大学、東京藝術大学、広島大学）
2. 公募教員の職名	教諭
3. 募集人員	1名
4. 教科等	(雇入れ直後) 理科 (変更の範囲) なし
5. 採用時期	令和8年4月1日付
6. 任期	なし
7. 試用期間	1年
8. 勤務形態・給与等	① 1年単位の変形労働時間制（授業期間中の勤務時間：8時30分～17時00分） 休日：土・日、国民の祝日、年末年始 休暇：年次有給休暇、特別休暇等 ② 給与は本学給与規則により経験年数に応じて決定 諸手当、期末・勤勉手当（年2回）の他、本学の定めるところによる ③ 文部科学省共済組合、厚生年金、雇用保険及び労災保険に加入
9. 応募期限	令和8年2月6日（金）必着
10. 応募条件	① 中学校理科および高等学校理科の教員免許状を有すること。 （取得見込みの場合は、別途事前に問い合わせること） ② 中学校理科及び、高等学校理科の複数の領域の授業が担当できること。 ③ 中学校及び高等学校の理科の教育実践及び教育研究の遂行に意欲があること。 ④ 国際バカロレア教育についての理解と関心があり、教育実践に意欲があること。 ⑤ 専任教員として中学校あるいは高等学校の経験があることが望ましい。 ⑥ 総合的な探究の時間・課題研究などの指導経験があることが望ましい。
11. 提出書類	① 履歴書（本学所定様式）※以下のURLからダウンロードしてください。 https://www2.u-gakugei.ac.jp/~jinjika/shokuin-bosyu/00_shiteirirekisho/rirekisho_yoshiki.xlsx

	② 教員免許状（写）（取得見込み者を含む場合は、取得見込み証明書） ③ 教育研究活動の記録（研究論文・実践研究報告書・指導案等） 主なもの3点については、<u>原本又は写し</u>に200字程度の要旨（又は概要）を添付 ④ 小論文（レポート）テーマ「これからの国際社会における理科教育のあり方」1000字～2000字程度（A4サイズ1枚） 小論文の内容の中には、本校（東京学芸大学附属国際中等教育学校）において力を入れて取り組みたい理科教育について記述すること。
12. 選考方法	書類審査の上、面接、模擬授業（授業観察を含む。）等により総合的に選考します。 なお、選考においては、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の精神を尊重し、公平な選考を行うとともに、積極的に女性を採用します。 ※ 専任としての教職経験がない方（期限付の任用は専任に含めない。）には、上記による選考の他、筆記試験（教職教養、専門科目）を実施します。
13. 面接予定日時	令和8年2月中下旬 予定（詳細は追って本人に通知します。交通費等は本人負担です。）
14. 選考決定	東京学芸大学附属学校運営会議において、選考・決定します。
15. 応募書類送付先	〒178-0063 東京都練馬区東大泉5-22-1 東京学芸大学附属国際中等教育学校長宛 （「教員応募書類在中（理科）」と封筒に朱書きし、書留郵便で送付してください。）
16. 問合せ先	東京学芸大学附属国際中等教育学校 副校長 後藤 貴裕・山根 正博 電話 03-5905-1326 メール office@tguiss.jp
17. ホームページアドレス	https://www.iss.oizumi.u-gakugei.ac.jp/
18. 備 考	・定年は65歳です。（ただし、定年年齢引き上げ期間中の令和5年4月から2年に1歳ずつ定年を引上げ、令和13年4月に65歳となります。） ・受動喫煙防止措置：敷地内禁煙